

一般競争入札対象金額の引き下げについて

1. 制度改正の目的

本市における入札制度の一層の公平性、客観性を図るため、一般競争入札の対象金額の引き下げを行うものです。

2. 改正内容

これまで、一般競争入札の対象金額を、設計金額 3,000 万円以上（税込）の「建設工事」「建設コンサルタント業務等」「委託・修繕等」としていました。

令和 5 年 4 月 1 日より、「建設工事」及び「建設コンサルタント業務等」の一般競争入札の対象金額を設計額 1,000 万円（税込）以上に引き下げを行うものです。

発注形態	発注種別	現 行	改正後
一般競争入札	建設工事	設計金額 3,000 万円以上	設計金額 1,000 万円以上
	建設コンサルタント業務等	設計金額 3,000 万円以上	設計金額 1,000 万円以上
	委託・修繕等	設計金額 3,000 万円以上	変更なし

3. 適用日

令和 5 年 4 月 1 日以降に公告を行う「建設工事」及び「建設コンサルタント業務等」について適用します。